

防衛医科大学校達第19号

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第10条の規定に基づき防衛医科大学校病院診療実施規則を次のように定める。

昭和52年11月30日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

防衛医科大学校病院診療実施規則

改正 平成 4年 5月 1日達第 2号
平成 5年 4月 1日達第 3号
平成 9年 4月 1日達第 5号
平成23年12月27日達第 5号
平成29年 3月29日達第 2号

（趣旨）

第1条 この達は、防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における診療の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（診療時間）

第2条 診療時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。

（診療受付時間）

第3条 診療受付時間は、午前8時30分から午前11時00分までとする。

（休診日）

第4条 病院の休診日は、休養日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日をいう。以下同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までとする。

（校費負担患者）

第5条 防衛医科大学校が診療経費の全部又は一部を負担する患者の取扱いについては、別に定める。

（診療録の保存）

第6条 医師法（昭和23年医師法第201号）第24条第2項に規定する診療録の保存は、10年とする。

（面会）

第7条 入院患者の面会時間は、午後1時から午後8時までとする。

（委任規定）

第8条 この達の実施に関し必要な事項は、防衛医科大学校病院長が定める。

附 則

この達は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。